

## 令和 8 年度 東京都立翔陽高等学校いじめ防止対策基本方針

東京都立翔陽高等学校長

### 1 基本方針策定の意義

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題に適切に対処し、生徒が安心して学校生活を送ることができるようにすることが重要である。

東京都いじめ防止対策推進基本方針は、学校におけるいじめ問題を克服し、生徒の尊厳を保持する目的の下、東京都、区市町村、学校、家庭、地域住民その他の関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法や東京都いじめ防止対策推進条例等に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを定めている。国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「東京都いじめ防止対策推進基本方針」を参酌し、本校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

### 2 いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、当該生徒に対して、その生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた生徒の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは絶対に許されない行為であり、全ての生徒は、いじめを行ってはならない。

このことは、いじめ防止対策推進法第 4 条に明確に定められている。

### 4 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) 「いじめは絶対に許されない。許さない」という認識を、学校全体で堅持する。
- (2) 「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との危機感をもち続ける。
- (3) いじめの被害を受けている生徒からの声を確実に受け止め、生徒を守り通す。
- (4) いじめを見て見ぬふりせず、声を上げられる学校づくりに取り組む。
- (5) 一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応する。
- (6) 学校、家庭、関係機関、地域社会などと連携し、総力を挙げて問題に対峙していく。

## 5 学校及び教職員の責務

いじめ防止対策推進法、東京都いじめ防止対策推進条例、東京都いじめ防止対策基本方針に基づき、関連機関との連携のもと、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組み、いじめが発生したと思われるときには適正かつ迅速に対処することは、本校および本校教職員の責務である。

## 6 いじめ防止等のための組織

### (1) 学校いじめ対策委員会

#### ア 設置の目的

いじめ防止に関する責務を果たし、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、委員会を設置する。

#### イ 所掌事項

- ・いじめ問題に関する年間指導計画の作成、実行
- ・いじめに関する校内研修の計画、実施
- ・生徒会等によるいじめ問題への取組に対する支援
- ・学校サポートチームとの連携

#### ウ 会議

委員会は、年3回実施するいじめ等実態調査後に開催するほか、いじめと疑われる事案が発生した場合、対応、状況の確認等、校長が必要と判断した場合に開催する。

#### エ 委員構成

校長、副校長、生活指導部主任、養護教諭、年次主任、スクールカウンセラー

### (2) 学校サポートチーム

#### ア 設置の目的

学校だけでは対応しきれない生徒の問題行動に際して、保護者、地域住民、関係機関と迅速かつ適切に連携・協力できる体制を確立し、生徒の健全育成を図るとともに、学校いじめ対策委員会を支援する組織として、学校サポートチームを設置する。

#### イ 所掌事項

- ・いじめに関する情報の交換・共有
- ・問題解決に向けた学校への指導・助言
- ・地域への啓発・広報
- ・地域における本校生徒の見守り

#### ウ 会議

年3回のいじめ等実態調査の結果を共有するほか、学校いじめ対策委員会からの要請があったときは、迅速に臨時の会議を開催する。

#### エ 委員構成

校長、副校長、生活指導部主任、保険環境部主任、八王子警察署スクールサポーター、スクールカウンセラー

## 7 段階に応じた具体的な取組

### (1) 未然防止のための取組

#### ア 教員の指導力の向上と組織的対応

- ・学級担任による問題を抱えた子供への積極的な働き掛け
- ・いじめに関する研修の実施

#### イ いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりしないための取組

- ・いじめに関する講話や授業の実施
- ・生徒会等による主体的な取組への支援

### (2) 早期発見のための取組

#### ア 生徒の日常生活からいじめの萌芽を素早く察知する

- ・定期的な「実態調査」の実施と情報共有
- ・スクールカウンセラーとの積極的な連携
- ・全教職員による生徒の観察と声掛け
- ・保健室や相談室の利用状況の共有
- ・関係機関との連携による学校非公式サイトの監視

#### イ 保護者・地域との連携

#### ウ 年次通信や保護者会での啓発・広報

#### エ 保護者相談の実施、スクールカウンセラーの保護者への紹介

### (3) 早期対応のための取組

#### ア 組織的な対応

- ・いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まず、速やかに年次、生活指導部と共有し、管理職へ報告する。
- ・学校いじめ対策委員会を開催し、把握した情報に基づき、対応方針を決定する。特別指導委員会は、決定した対応方針に従い、指導内容を検討する。

#### イ 被害生徒・加害生徒・周囲の生徒への適切な取組み

- ・被害生徒の安全の確保とスクールカウンセラー等を活用したケア
- ・教育的配慮の下、毅然とした態度による、加害生徒に対する指導を行い、組織的に観察・指導を継続する。
- ・いじめを告発した生徒の安全の確保
- ・いじめを見ていた生徒が自分の問題として捉えられるようにする指導

#### ウ 所管教育委員会・関係機関との連携

- ・西部学校経営支援センターへの報告と支援要請
- ・犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案の、警察・児童相談所等との連携・協力要請
- ・東京都教育委員会いじめ等の問題解決支援チームへの支援要請

### (4) 重大事態への対処

#### ア 被害生徒の保護・ケア

- ・被害生徒に対する複数の教員による安全の確保
- ・スクールカウンセラーによるケア

- ・別室、オンライン等、落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- イ 所管教育委員会との連携
  - ・西部学校経営支援センターへの報告
- ウ 調査への協力
  - ・事実関係を明確にするための調査の実施又は学校の設置者が行う調査への協力

## 8 いじめ等実態調査の実施について

### (1) 実施の時期

6月、10月、12月（3年次）、2月（1、2年次）とする。

### (2) 実施方法

生徒の回答時の様子や筆跡等も重要な情報とするため、紙面での回答とする。

### (3) 保存について

原本を、実施年度の末から5年間、鍵のかかる書棚等で保管する。

## 9 教職員研修計画

教職員に対する校内研修を年3回実施する。

## 10 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 年次通信などの学校からのお知らせや保護者会、ホームページ等を活用し、本校のいじめ防止基本方針等について、日頃から積極的に保護者に説明する
- (2) 定期的に保護者と個別面談を行う機会を設け、保護者が相談しやすい環境を整備する。

## 11 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 学校運営連絡協議会、学校サポートチーム会議において、本校のいじめ防止基本方針等について、日頃から積極的に説明を行い、未然防止や早期発見、事態への適切な対応への協力を要請しておく。
- (2) 警察や児童相談所、医療機関等への支援要請が速やかに行えるよう、セーフティ教室や学校安全教室等の実施や定期的な連絡を通じて、日頃から連携を深めておく。
- (3) すべての事案を軽視することなく、適宜、警察や弁護士、教育委員会と連携し、対応する。

## 12 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校評価のアンケートに、本校のいじめ防止への取り組みに対する項目を設け、その回答を評価委員会で分析し、学校運営連絡協議会委員の指導助言を参考に、取り組みを見直す。
- (2) 学校いじめ対策委員会は、基本方針の改善の検討を行い、次年度のいじめ問題に関する年間指導計画に反映する。